＜購入希望者宛＞

物品（車両）の売払いについて

物品名「温泉宅配ローリー車（いで湯号）群馬88に7333」を老朽化のため、片品村の条例に基づき処分します。購入を希望される方は、下記の条件等を確認のうえ「物品（車両）の売り払い申請書」を片品村社会福祉協議会（以下、片品村社協）まで提出してください。

●申込みにあたっての資格、条件事項

(1) 申込資格

①平成25年6月1日現在で、片品村社協の（一般・法人）会員を５年以上継続していること。

②同一世帯内で村税、上下水道料、保育料等の滞納がないこと。

(2) 申込条件

①受取人決定後、7日以内に片品村社協（及び片品村）と契約を締結すること。

②物品（車両）は道路運送車両法による名義変更登録及び移動等の諸手続全てを、受取人が契約後７日以内に行うこと。

③　②の諸手続に係るすべての費用（自動車重量税・任意保険等）は受取人が負担することまた車両側面の「片品村社会福祉協議会」「寄贈者」の文字は受取人が必ず削除すること

④物品（車両）の引渡しは、現状のまま行うので必ず事前に確認し、受渡後の不調・故障等に関する苦情について村は一切受付ないものとすること。

・マフラー及び燃料タンクバンドが、破損していますので修理が必要です。
・ポンプは次に壊れると、補修部品が無いので修理ができません。
・平成５年６月登録（毎年車検）、現在の走行距離は３２，０００km程度

⑤申込資格確認のために片品村に備える住民基本台帳や納税記録の調査を承諾すること。

⑥購入代金は契約後７日以内に口座振替により、片品村社協が指定する口座へ振り込むことその際に発生する振り込み手数料は買い受け者が負担すること。

●車輌の公開場所および日時

・片品村中央公民館　駐車場　（片品村社協の事務所前）　※試乗はできません。
・平成２５年６月１０日(月)～１４日(金)の午前９時から午後５時まで

●申込書の提出方法、期限

・片品村社会福祉協議会へ直接持参する場合
　平成２５年６月１０日(月)～１４日(金)の午前９時から午後５時まで
・郵送で提出する場合
　平成２５年６月１４日(金)必着
・封筒表に「車両売り払い申込書在中」と朱書きして、必ず封をしてください。

●購入決定者及び落選者への通知は郵送にて行います。

片品村社会福祉協議会　担当：千明
TELTEL 0278-58-4812